

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年4月30日(木)13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
内海研開炉係長、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他17名

#### 5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた

(資料1について)

- ・HAW と TVF 以外であって、東海再処理施設特有の放射性物質を扱う施設に対して L2 津波を用いる理由について、「環境への影響は小さく」や「環境への影響を与えることはない」など抽象的な表現となっている部分については、定量的に示せるようにすること。
- ・L2 津波を用いる妥当性について、例えば5年以内をめどに工程洗浄を実施する計画としているなど、早期のリスク低減が図られることを理由としているが、既に当初の廃止措置計画から工程に遅れが生じていることを勘案すると、それだけでは理由として成り立たないと考えているところ。リスクが残存する期間について、そのリスクに対してどのような対策をとるのかについても示すこと。
- ・本資料については、今後原子力機構が示すとしている、東海再処理施設に係る安全に関する情報リストと関連付けて説明すること。

(資料3について)

- ・当該資料は、SSB-3210 に定める内容に準拠した荷重試験を実施した内容を示したもののだが、試験実施温度を使用温度でなく常温としているなど、本当に細部において規格に準拠したものと認められるような試験を実施しているのか疑問がある。試験内容と規格への適合性については、細部においても省略せず記載すること。
- ・許容応力等を評価する上で、例えばボルトの据付位置によって異なる荷重のかかり方について保守側で評価をしているなど、評価の際に保守性を考慮している部分があるのであれば、資料中で示すこと。
- ・据付ボルトの経年劣化の考え方について資料中に示すこと。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

資料 1 : HAW 施設及び TVF 以外の施設の津波対策 (L2 津波を用いることの妥当性) について

資料 2 : 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの核燃料サイクル工学研究所再処理施設への影響について

資料 3 : HAW 施設高放射性廃液貯槽の据付ボルトのせん断強度試験について